

医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

医師修学資金貸付条例施行規則（平成20年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保証人)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 保証人のうち1人は、県内に住所を有する者でなければならぬ。</u></p> <p>(業務の従事期間の計算)</p> <p>第9条 条例第10条第2号から第5号までの規定による業務の従事期間の計算については、<u>月数</u>によるものとする。<u>この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月に切り上げて計算するものとする。</u></p>	<p>(保証人)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(業務の従事期間の計算)</p> <p>第9条 条例第10条の規定による業務の従事期間の計算については、<u>年月数</u>によるものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する業務の従事期間（以下「従事期間」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 年又は月により従事期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 1月に満たない従事期間が2以上ある場合は、これらの従事期間を合算するものとし、これらの従事期間の計算については、30日をもって1月とする。</u></p> <p><u>(3) 従事期間には、次に掲げる期間（以下「除算期間」という。）を含まないものとする。</u></p> <p><u>ア 地方公務員法（昭和25年法律261号）第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職の期間</u></p> <p><u>イ 地方公務員法第29条の規定による停職の期間</u></p> <p><u>ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間</u></p> <p><u>エ 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定による同条第1項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をした期間があるときは、当該期間の初日から末日までの日数（以下「育児短時間勤務日数」という。）から、育児短時間勤務日数に育児短時間勤務を始めた後における1週間当たりの勤務時間の時間数をその者の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数で除して得た数を乗じて得た日数を減じて得た日数（当該</u></p>

<p>(届出)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号までのいずれか又は第8号に該当するときは、<u>大学の学長又はこれに準ずる者のその旨を証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p><u>日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)を1月を30日として月に換算した期間</u> <u>オ アからエまでに準ずる期間として知事が別に定める期間</u></p> <p>3 <u>前項の規定により計算した従事期間に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号までのいずれか又は第8号に該当するときは大学の学長又はこれに準ずる者の、<u>第14号から第16号までのいずれかに該当するときは公的病院等の長のその旨を証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>除算期間が開始し、又は終了したとき。</u></p> <p>(15) <u>除算期間が翌年度以降にわたることとなったとき。</u></p> <p>(16) <u>育児短時間勤務における勤務時間を変更したとき。</u></p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) <u>前各号に定めるもののほか、知事が別に定めるとき。</u></p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の医師修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。